

枚方市人権尊重のまちづくり基本計画 令和5年度（2023 年度）取組実績 （案）



令和6年（2024 年）〇月

枚 方 市

目次

I 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の概要 1

1. 基本計画の位置付け 1

2. 基本計画の体系 1

3. 基本計画の計画期間 2

II 令和5年度の実績 3

基本方向1 人権教育の推進 3

基本方向2 人権啓発の推進 6

基本方向3 人権相談・支援体制の充実 8

基本方向4 関係団体、市民団体等との協働 11

※(別冊) 令和5年度取組実績一覧

本冊子は、枚方市人権尊重のまちづくり基本計画（以下、「基本計画」という。）を総合的・計画的に推進するため、様々な人権問題に係る施策（以下、「人権施策」という。）の取組実績をとりまとめたものです。

I では、基本計画の概要として、基本計画の位置付けや体系、計画の期間などを説明し、II では、4つの基本方向ごとに、各人権問題に係る令和5年度の実績について掲載しており、「3. 主な取組」では、別冊「令和5年度取組実績一覧」の中から、主な取組や力を入れて取り組んだものを掲載しています。

人権施策における取組に対しては、毎年、市長を本部長とする「枚方市人権擁護推進本部」等において確認するとともに、枚方市人権尊重のまちづくり審議会（※）からご意見をいただくほか（定性評価）、5年を目途に市民意識調査を行い、中長期的な効果を数値で評価します（定量評価）。

※枚方市人権尊重のまちづくり審議会とは、市の人権施策に関する重要事項について市長の諮問に応じて調査審議する組織で、学識経験者や関係団体等、市民の15人で構成しています。基本計画の策定に当たって、市は同審議会に諮問し、答申を受けました。

I 枚方市人権尊重のまちづくり基本計画の概要

1. 基本計画の位置付け

○ 「人権尊重のまちづくり」の基盤（ベース）となる計画

市の最上位計画である総合計画の基本目標の一つ「健やかに、生きがいを持って暮らせるまち」の達成に向け、推進していく分野別行政計画である。幅広い人権課題とそれらの取組の方向性を横断的・総合的に示している。

○ 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を踏まえた計画

平成12年（2000年）に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条において、地方公共団体の責務として規定されている「人権教育及び人権啓発に関する施策」の実施に関する基本計画として、平成16年（2004年）に「枚方市人権教育・啓発基本計画」を策定した。

本計画は、当該計画の位置づけを継承し、人権擁護に関する施策の内容を加えて策定したものである。

2. 基本計画の体系

(1) 基本理念

『市民一人ひとりがまちづくりの主体となってお互いを思いやり、
多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進める』

(2) 基本方向

基本理念の実現に向け、あらゆる取組の礎に人権の尊重を置き、4つの基本方向から分野横断的に人権施策を展開する。中でも時代を担う子ども等に対する教育の果たす役割は大きく、人権教育^{*1}の充実に努める。

基本方向1 人権教育の推進

- (1) 学校園などにおける人権教育の充実
- (2) 地域における人権教育の充実
- (3) 家庭における人権教育の充実
- (4) 企業等における人権教育の充実
- (5) 参加・体験型学習の充実

基本方向2 人権啓発の推進

- (1) 効果的な人権啓発事業の実施
- (2) 様々な媒体による学習機会の拡充と人権啓発の推進

基本方向3 人権相談・支援体制の充実

基本方向4 関係機関、市民団体等との協働

^{*1} 人権教育：「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」においては、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他啓発活動（人権教育を除く。）」と定義している。

(3) 様々な人権問題

本計画では、市民意識調査の結果等から見える様々な人権問題を次の17に分類している。

1. 女性の人権
2. 子どもの人権
3. 高齢者の人権
4. 障害のある人の人権
5. こころの病(うつ病など)に関する人権
6. 部落差別(同和問題)
7. 外国人の人権
8. HIV感染者、ハンセン病回復者及びその家族の人権
9. 新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族の人権
10. 犯罪被害者やその家族等の人権
11. ホームレスの人権
12. 性的マイノリティ(LGBT等^{*2})の人権
13. 職業や雇用をめぐる人権
14. セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメント
15. インターネットによる人権侵害
16. ひきこもりの状態にある人の人権
17. 様々な人権問題

3. 基本計画の計画期間

本計画は、10年間を計画期間とした中長期的な計画で、令和4年度(2022年度)～令和8年度(2026年度)を前期、令和9年度(2027年度)～令和13年度(2031年度)を後期とし、社会情勢の変更等に対応するため、中間見直しを行う。

毎年、関係各課の取組状況をもとに評価(定性評価)を行い、5年を目途に、市民意識調査を実施する(定量評価)。その結果を中間見直しの際に、計画へ反映させるものとする。

年度	R4 年度 (2022)	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度 (2029)	R12 年度 (2030)	R13 年度 (2031)
枚方市人権尊重の まちづくり基本計画			前期					後期		

^{*2} LGBT等: 同性愛、両性愛、性別違和など性的少数者を表す総称。Lesbian(レズビアン、同性を好きになる女性)、Gay(ゲイ、同性を好きになる男性)、Bisexual(バイセクシュアル、異性も同性も好きになる人)、Transgender(トランスジェンダー、出生時にきめられた性別と違う性別を生きる人、生きたい人)、これらの頭文字を取って LGBT と称される。多様な性のあり方を示すため、Questioning(クエスチョニング、自分の性のあり方がわからない、決められない、決めない人)、+(プラス、それ以外の様々な性を表す)を加えた LGBTQ+という総称の使用が広がっているが、本取組実績では令和4年6月に策定した本計画の表記「LGBT等」としている。

Ⅱ 令和5年度の取組実績

基本方向Ⅰ 人権教育の推進

1. 取組の方向性等

市民意識調査から、自分以外に対する人権侵害を見聞きしたとき、「何もしなかった」人は 36.1%、「同調した」人は 5.5%と、人権侵害に対し、行動を起こすことができなかった人の割合が 41.6%を占めた。

この結果を踏まえ、学校教育の人権学習が人権意識の向上に大きく貢献することから、自他を大切にすることを養い、いじめをはじめとする様々な人権侵害を予防し、人権侵害に対し適切な行動ができるよう、学校園、地域、家庭の実情に応じた人権教育を推進する。

2. 令和5年度の取組

人権問題が多様化・複雑化している中、若年時から正しい人権意識が持てるような人権教育を推進するため、市内小中学校等において様々な人権問題への理解を深めるための教育の推進などの取組を実施した。

また、行政や学校園における取組だけではなく、スポーツなどを通じた体験型の事業や支援者の養成講座など、様々な人権問題を学習する機会を提供するとともに、企業における人権教育にも取り組んだ。

3. 主な取組

(1) 学校園などにおける人権教育の充実

DV^{*3}予防教育プログラム <1 女性>

性別を理由とする差別や不平等、女性や女兒に対する暴力等に終止符を打つ取組の一環として、男女の対等性や暴力を伴わない人間関係などを学ぶ DV 予防教育を市立8小学校、14中学校で実施した。

認知症フレンドリーキッズ授業 <3 高齢者、17 様々な人権問題>

認知症の基礎知識についてや、VR^{*4}を使った認知症の人が見える世界を疑似体験してもらう授業を通して、正しく認知症について理解し、認知症の人が尊厳を持ち、住み慣れた地域で暮らし続けることができる共生社会を学ぶことを目的に、市内小学校7校（禁野小学校、氷室小学校、明倫小学校、津田小学校、香里小学校、牧野小学校、樟葉西小学校）で実施した。

(2) 地域における人権教育の充実

サポートフレンド養成講座 <2 子ども、16 ひきこもりの状態にある人>

ひきこもり等の子ども・若者に対する理解者であるサポートフレンドを養成することを目的とした3回連続講座を、地域の希望者を対象に実施した。

^{*3} DV：ドメスティックバイオレンス。配偶者や親密なパートナーからの暴力のこと。

^{*4} VR：バーチャルリアリティ。仮想現実のこと。

市民後見人*⁵養成講座 <3 高齢者、4 障害のある人>

専門職や社会福祉協議会以外の後見人の新たな担い手として市民後見人の養成及び育成を実施し、令和5年度は21名がバンク登録されている。また、モチベーション維持のため、フォローアップ研修を2回行った。

ゲートキーパー*⁶養成研修 <5 こころの病(うつ病など)>

こころの病や自殺に関する正しい知識について理解促進を図るため、ゲートキーパー研修を実施した。看護学生を対象とした研修では100名参加し、人権擁護委員を対象とした研修では15名参加した。また、市民対象に「コロナ後のメンタルヘルス」をテーマに講演会を実施し61名参加した。

(3) 家庭における人権教育の充実

ひとり親家庭支援講座 <2 子ども>

ひとり親家庭等の誰もが個人として尊重され、いきいきと希望を持ち生活を送れる社会の実現を目指し、「子どもが笑顔で健やかに成長できるように～子どもの養育・家族のトラブル～」をテーマとした講演会を実施した。

(4) 企業等における人権教育の充実

人権研修 <2 子ども、17 様々な人権問題>

教職員研修計画に基づき、様々な人権研修を実施した。また、学校園の人権教育担当者向けに、自殺予防教育プログラムについてや、「子ども理解」に対する理解を深めるための講義・演習、新しい人権意識について考える講義・演習を実施した。

職員研修 <6 部落差別(同和問題)、12 性的マイノリティ(LGBT 等)、

14 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどのハラスメント、17 様々な人権問題>

全次長・課長を対象に「性的マイノリティ(LGBTQ+)」に関する研修、新任課長代理を対象に同和問題などについての研修、新任係長及び新任主任を対象に多様な人権問題とその関わり方についての研修など、職員の人権意識の向上を図るため、様々な研修を実施した。また、ハラスメントをしない、受けない職場づくりのため、職員の意識啓発及びハラスメントの未然防止を図ることを目的に、正職員及び任期付職員・会計年度任用職員等を対象としたハラスメント防止研修を実施した。

枚方事業所人権推進連絡会会員研修 <7 外国人の人権>

枚方事業所推進連絡会の会員研修として、外国人が安心して就労し、企業や地域社会の一員として活躍することができる環境を整備していくため、事業者向けに「外国人労働者と人権 職場における共生のために」をテーマにした動画配信による研修を実施した。

人権擁護推進本部研修<17 様々な人権問題>

市職員を対象に、社会に存在するものの、あまりよく知られていない人権問題について学ぶことを目的に、「みんなで考える気づきにくい偏見や差別 「マイクロアグレッション*⁷」って何?!～やさしく学ぶ人権の話～」をテーマにした研修を実施した。「マイクロアグレッション」の問題性や対処方法を学ぶことにより、人権問題への理解と意識醸成を図った。

*⁵ 市民後見人：弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等であり、市町村等の支援をうけて後見業務を適切に担う。主な業務は、一人で決めることに不安のある方の金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助の支援など。

*⁶ ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。「命の門番」とも呼ばれる。

*⁷ マイクロアグレッション：明らかな差別には見えなくても、ジェンダーや人種などのステレオタイプ・偏見に基づく発言や行動で、無自覚に相手を傷つけること。

(5) 参加・体験型学習の充実

子ども向けワークショップ・大人向け講演会 <2 子ども>

子どもを守る条例に関する啓発として、子どもの意見表明権の周知啓発を目的に、子ども向けワークショップと大人向け講演会「感じてみよう!子どもの気持ち」を同時開催した。

トリプルバドミントン交流会 <4 障害のある人>

障害・年齢・性別等関係なく、「障害者・高齢者・健常者」や「子ども・若者・シニア」などいろんなトリプルで行うバドミントン大会を実施した。

4. 今後の取組について

令和5年度枚方市市民意識調査^{*8}の結果では、「一人ひとりが人権を尊重しあえていると感じているか」という問いについて、「どちらともいえない」が最も高く、世代別で見ても、「どちらともいえない」の割合が最も高くなっている。しかし、『感じている(「感じている」と「やや感じている」の合計)』の割合は、若者世代(24歳以下)が最も高いという結果が出ており、学校教育における人権学習の重要性が再認識できる。

こうした状況を踏まえ、一人ひとりが主体的に人権及び人権問題の理解と認識を深めることができるよう、引き続き学習機会や情報提供の充実を図ること、そして、市・市民・事業者が一体となって人権意識を向上するよう、事業者向けの研修の実施も継続していく。また、様々な人権問題に関する相談窓口や啓発事業のさらなる周知に努め、複雑化している人権問題に対応できるよう、支援者の育成やスキルアップに取り組み、関係機関との連携を図っていく。

小中学校での人権の取り組み<6 部落差別(同和問題)>

香陽小学校では、4年生向けに『私たちが普段食べている「肉」はどのようにして作られているのか』をスタートとして、「出会いを通した部落問題学習」に取り組みました(写真右)。

「あいだ(過程)」を知らない児童が、映画『ある精肉店の話』の主人公である北出昭さんと出会い、「いのちの話」を聞いたり、一人一つの太鼓を製作したりして、「あいだ」を知っていく。そして、太鼓集団「魁」の中井和真さんと出会い、太鼓の演奏の仕方だけでなく、「どう生きていくのか」についても考える。こうした「体験を通した楽しい学び」が、高学年での歴史学習や憲法学習の中での部落問題学習へとつながっていくことを目指し、取り組みを進めました。



また、中宮中学校でも、全学年を対象に、部落問題に関する学習に取り組みました。身近にある牛肉や革製品に関することから部落差別の歴史を知り、岡山藩で起こった「洪染一揆」や「水平社宣言」を通して、不当な差別を受けてきた人々の思いに触れました。学習の最後には、人権講演会として和太鼓等の伝統楽器の演奏や講演を聞き、部落問題を身近に捉える機会となりました。

また、中宮中学校でも、全学年を対象に、部落問題に関する学習に取り組みました。身近にある牛肉や革製品に関することから部落差別の歴史を知り、岡山藩で起こった「洪染一揆」や「水平社宣言」を通して、不当な差別を受けてきた人々の思いに触れました。学習の最後には、人権講演会として和太鼓等の伝統楽器の演奏や講演を聞き、部落問題を身近に捉える機会となりました。

市立小中学校では、人権教育を教育の原点と位置づけ、部落問題のほか様々な人権問題に関する教育に取り組んでいます。

^{*8} 枚方市市民意識調査:今後の枚方市のまちづくりへの反映のために、市政に対する満足度などを調査するため実施したもの。調査対象は市内在住の満18歳以上の方、2500件(無作為抽出)、調査期間は令和5年4月26日~5月25日。回答数 968件、有効回答数967件。

基本方向2 人権啓発の推進

1. 取組の方向性等

「人権問題とは、差別を受ける人の側の問題であって、自分には関係がない」と思う人は、「そう思う」人と「どちらかと言えばそう思う」人の割合を合わせて 6.8%であったが、「差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって問題が解決しにくくなる」、「差別をされている人は、まず、自分たちが世の中に受け入れられるよう努力することが必要である」と思う人の割合は3割を超えている。差別をされる側に努力を求めるのではなく、「差別をしない」「差別をさせない」「差別を許さない」という人権意識の高揚が求められている。

2. 令和5年度の取組

多様性やあまり知られていない人権問題等についての人権啓発に継続して取り組んだ。

また、人権啓発イベントへ幅広い世代の方に参加してもらえよう、講座や講演会のほか、映画やコンサート、展示など様々な方法でイベントを実施し、会場での開催だけでなく、動画を配信するなど、参加しやすい環境づくりにも意識して取り組んだ。

3. 主な取組

(1) 効果的な人権啓発事業の実施

人権週間事業 <7 外国人、17 様々な人権問題>

広く市民の人権意識の高揚を呼びかける人権週間事業の一環として、戦争が最たる人権侵害であることから、戦禍にあるウクライナ出身のナターシャ・グジーさんによるコンサートを実施し、平和の大切さを啓発した。(参加人数:292人)

塩野義製薬株式会社との感染症対策の支援・啓発に係る連携協定

<9 新たなウイルス等感染症感染者や回復者並びに医療従事者等やその家族>

塩野義製薬株式会社との「感染症対策の支援・啓発に係る連携協定」に基づき、市民向けに「感染症啓発セミナー」を1回実施した。(参加人数:52人)

憲法のつどい(講演会・憲法前文朗読動画の上映)<17 様々な人権問題>

憲法の理念を広く市民に啓発する取組として、多様性を尊重し、違いを認め合う社会の実現を目指し、俳優・タレントの副島淳さんによる講演会「ちがいを楽しむ」を実施した。また、枚方第二小学校児童による日本国憲法前文の朗読動画の上映も行った。(参加人数:203人)

(2) 様々な媒体による学習機会の拡充と人権啓発の推進

広報ひらかたに啓発コラムや記事の掲載 <1 女性、2 子ども、6 部落問題(同和問題)、7 外国人、8 HIV 感染者・ハンセン病回復者及びその家族、13 職業や雇用、15 インターネットによる人権侵害、17 様々な人権問題>

人権問題が身近にあることを周知するため、広報ひらかたに「ひこぼしくんの人権コラム」を5回掲載し、また、各人権問題の啓発月間等に啓発記事を掲載した。

自殺予防週間および自殺対策強化月間の普及啓発 <5 こころの病(うつ病など)>

自殺予防週間(9月10日～16日)、および自殺対策強化月間(3月)に合わせて、広報、デジタルサイネージ*9、ホームページ、SNS 発信にて普及啓発を実施した。いのちのホットライン等、相談窓口の周知をした。また関係各所にてポスター掲示を依頼した。

世界エイズデーの啓発 <8 HIV 感染者、ハンセン病回復者及びその家族>

広報ひらかたや SNS、市政情報モニター、市職員用メールを用いて HIV・エイズの知識・検査の普及を行った。

当事者が語る「ひきこもり」講演会 <16 ひきこもりの状態にある人>

ひきこもり等の状態にある子ども・若者やその家族が偏見や差別を受けないよう、ひきこもり等の子ども・若者の理解を深め、支援について周知・啓発するための市民講座を開催した。会場での開催と動画による配信を行った。

4. 今後の取組について

人権問題が多様化・複雑化し、内容が知られていない人権問題については、人権上の深刻な問題が生じていると考えられにくく、置き去りにされがちであるため、広報誌での啓発記事の掲載など、継続的な啓発を行っていく。

また、多くの方に関心を持ってもらえるような事業内容を検討し、事業の周知にあたっては、広報誌やホームページ、SNS を活用することで、若年層をはじめ、より多くの幅広い世代の方に参加いただけるよう取り組む。

平和の鐘カリヨン(ヒラリヨン)のライトアップ <1 女性、4 障害のある人、17 様々な人権問題>

<9月23日「手話言語の国際デー」のブルーライトアップ>

9月23日の「手話言語の国際デー」は、平成29年に国連総会で決議され、決議文では手話言語が音声言語と対等であることを認め、ろう者の人権が完全に保障されるよう国連加盟国社会全体で手話言語についての意識を高める手段を講じることを促進するとされています。枚方市では、「手話言語の国際デー」当日の9月23日に、世界ろう連盟や国連のロゴの色を示し、平和を表すブルーにヒラリオンをライトアップしました。

<11月17日「女性に対する暴力をなくす運動」のパープルライトアップ>

毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」の期間とされており、社会意識の啓発等、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することを目的としています。

期間中の11月17日に、女性に対する暴力根絶のシンボルである『パープルリボン』にちなんで、パープルライトアップを行いました。

パープルライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して、「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージが込められています。

その他、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」等、様々な啓発期間にライトアップを行いました。



ヒラリヨンのパープル
ライトアップの様子

*9 デジタルサイネージ：電子看板。ディスプレイやタブレットなどの電子表示媒体を活用した情報発信システムの総称。

基本方向3 人権相談・支援体制の充実

1. 取組の方向性等

市民意識調査の結果から、「差別を受けてきた人に対しては、行政の支援が必要である」と考える人や、「人権侵害を受けた当事者が救済されるよう人権課題に対応する専門の相談機関・相談窓口の充実を図る」ことを望む割合が高いことがわかった。

この結果を踏まえ、多様化・複雑化する人権問題に対し、重層的支援体制^{*10}を構築するとともに、関係機関・団体との情報交換や共有を行い、市民に寄り添った総合的な相談支援体制を充実させていく。

2. 令和5年度の取組

相談・支援体制として、広報誌などの配布物の多言語対応や点字・録音版の発行を引き続き実施し、あらゆる方の人権に配慮した取組を進めた。

また、市立小中学校の児童生徒に対しては、一昨年度に試行的に実施したタブレットによる SNS 相談を本格導入するとともに、いじめ相談窓口を市長部局にも開設することで、相談先の選択肢を増やし、関係機関と情報共有しながら対応した。

3. 主な取組

(1) 人権相談

SNS 相談の開始 <2 子ども>

市立小中学校の児童・生徒に対し、一人一台配付されているタブレット端末にこども相談チャットアプリ「ぼーち」を導入した。アプリにより、その日の気持ちを選択し、タブレット端末に登録、児童・生徒による日々の気持ちの振り返り等を行い、教職員が視覚化された児童・生徒の心情の変化を把握、各々に応じた支援等を実施した。また、タブレット端末を活用し学校外の大人への相談（SNS 相談）を行えるようにした。

いじめ相談窓口 <2 子ども>

いじめを市全体の問題として捉え、市長部局においてもいじめ防止対策に取り組むため、7月より市長部局にいじめ相談窓口を開設した。いじめ相談専用電話の設置の他、児童・生徒へお手紙相談用紙を配布し、電話や手紙等にて相談を実施した。

青少年相談 <2 子ども、16 ひきこもりの状態にある人>

いじめ、不登校、ひきこもり、中途退学、ニート問題や人間関係等の青少年の悩みや青少年問題全般について、早期解決に資することを目的に、概ね26歳までの青少年及びその保護者等を対象とした相談を行った。令和5年度の相談件数は52件（面接相談28件、電話相談24件）。

人権なんでも相談 <17 様々な人権問題>

人権相談事業を枚方人権まちづくり協会に委託し、市民からの相談に応じた。人権侵害を受け、又はその恐れがある場合、相談内容に応じて、助言及び情報提供を行うと共に、自ら問題解決できるよう支援を行った（相談件数：364 件）。

^{*10} 重層的支援体制：市町村における地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、相談や支援などを包括的に行う体制のこと。

(2) 支援体制

生理用品無償配置 <1 女性>

身体的性差への理解促進を図るとともに、その性差を踏まえ女性の負担軽減を目的として、市役所庁舎での生理用品の無償配置を開始し、令和6年4月時点で市公共施設 30 施設に設置した。

重層的支援体制整備事業 <2 子ども、3 高齢者、4 障害のある人、17 様々な人権問題>

複雑化・複合化した地域生活課題を抱える市民に対して、庁内の生活困窮、高齢、障害、子どもの各分野の担当者及びコミュニティソーシャルワーカーを中心として支援会議及び重層的支援会議を開催し、支援関係者による連携支援を行うなど、対象者の問題解決に取り組んだ。

住居がないもしくは住居を失うおそれのある生活困窮者に対する一時生活支援事業<11 ホームレス>

住居がない、もしくは住居を失うおそれのある生活困窮者に対し、宿泊場所の供与、食事の提供等を行い、その後の自立に向けた支援を実施した。

戸籍等の取得に関する本人通知制度^{*11} <17 様々な人権問題>

新規登録として274件の申請を受け付けた。受付場所については、通常の本庁及び各支所に加え、市が主催するイベント(ひらエコまつり)において、出張申請窓口を開設した。

4. 今後の取組

令和5年度枚方市市民意識調査結果において、様々な相談窓口について「知っていた」という回答を見ると、令和元年度調査と比較してポイントが増加している。しかし、依然として「知らなかった」という回答の割合が高いため、必要な人が相談できるよう、相談窓口の周知をより一層強化するとともに、支援が必要な人のサインを見逃さず、適切な相談窓口を案内できるよう職員全員の意識を高めるとともに、庁内の関係部署や関係機関との連携を強化していく。

^{*11} 本人通知制度：市町村が、住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者が交付した場合に、希望する本人に交付したことを知らせる制度で、不正取得による人権侵害を防止するもの。事前に市町村への登録が必要。

いじめ相談窓口の開設 <2 子ども>

いじめを市全体の問題としてとらえ、市長部局においてもいじめ防止対策に取り組むため、令和5年7月からいじめ相談窓口を人権政策課に開設しました。いじめ相談員等が電話や面談等により相談を受けて相談者等に寄り添った対応を行うとともに、必要に応じて教育委員会や学校等と連携して対応を行っています。

また、相談窓口のポスター・チラシを小中学校、各施設に掲示等し、児童・生徒や市民へ相談窓口の周知を行いました。9月からはお手紙による相談を開始し、専用の相談用紙を学期に1回程度、市立小中学校の全児童・生徒に配付しています。定期的に相談用紙を配付することで、相談しやすい環境を作るとともに、配付時期にあわせて用紙の記載内容を変え、様々な観点でいじめ防止の啓発を行っています。

また、市と教育委員会との連携等を行う会議を月1回以上開催するなど、事案の対応策の共有や効果的ないじめ防止対策の検討も進めています。

いじめ手紙相談用紙 (A3)

選挙従事者マニュアルへの配慮事項の記載 <12 性的マイノリティ(LGBT 等)>

本人の同意なく、その人の性自認^{*12}等に関する情報を第三者に暴露することを「アウティング」といいます。性自認という機微な個人情報に意に反して明かされることは、本人にとって非常に苦痛であり、強い不安感や緊張感を強いられると言われています。

投票所において、本人確認時などにアウティングを引き起こさないため、枚方市では大阪府知事選挙・大阪府議会議員選挙、枚方市議会議員選挙、枚方市長選挙に係るそれぞれの従事者マニュアルに性的マイノリティ等の方への配慮について記載しました。

氏名と見た目(性別)が異なると感じた時は、氏名や性別を読み上げるのではなく、整理券を指さし、「ご本人で間違いありませんか」と確認を行うよう従事者に周知しました。



*12 性自認：自己の性別についての認識のこと。

基本方向4 関係団体、市民団体等との協働

1. 取組の方向性等

市民意識調査から、「差別は人間として恥ずべき行為であり、私たち一人ひとりが差別しない人にならなければならない」という考え方について、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」人の割合の合計は94.3%で、「差別をなくすためには、行政だけでなく市民団体の取組も必要である」と考える人の割合も高いことがわかった。

この結果を踏まえ、市の主体性のもと、市民、事業者、特定非営利活動法人、関係機関、市民団体などの多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ人権施策を推進していく。

2. 令和5年度の取組

様々な団体や関係機関と連携体制をとって事業を実施することにより、多様な人権問題に対応できるよう取り組んだ。

3. 主な取組

避難行動要支援者の個別避難計画について枚方市地域防災計画に掲載 <3 高齢者、

4 障害のある人>

枚方市地域防災計画において、避難行動要支援者の同意に基づく個別避難計画の作成や、警察・消防組合・社会福祉協議会等の避難支援等関係者への提供など、避難行動要支援者の個別避難計画に関する記載を充実させている。（枚方警察署・交野警察署、枚方寝屋川消防組合、社会福祉協議会などの避難支援等関係者）

大阪府被害者支援調整会議における取組 <10 犯罪被害者支援やその家族等>

大阪被害者支援アドボカシーセンターが調整役となる大阪府被害者支援調整会議に出席し、被害者が求める支援計画に基づき、対応する窓口の案内や情報提供など、適切な支援につなげた。（特定非営利活動法人 大阪被害者支援アドボカシーセンター）

4. 今後の取組

市民に寄り添った相談や啓発活動の充実を図るため、今後も各分野における関係機関等との連携強化を図り、あらゆる人権侵害をゆるさないという意識醸成に努めていく。

就職差別撤廃月間・人権週間の街頭啓発 <13 職業や雇用、17 様々な人権>

<就職差別撤廃月間>

大阪府では、6月を「就職差別撤廃月間」と定め、啓発に取り組んでいます。昭和50年に、全国の部落の地名や所在地などが記載された「部落地名総鑑」が売買されている事件が発覚したことをきっかけに、全ての職場・企業から「就職差別」の解消を図ることを目的としています。

枚方市では、毎年この月間に合わせて、枚方事業所人権推進連絡会・特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会・枚方公共職業安定所と共催で街頭啓発を実施しています。令和5年度は、6月12日に京阪枚方市駅周辺で啓発グッズの配付など街頭啓発を行い、公正採用選考の周知を行いました。

また、枚方事業所人権推進連絡会の会員事業所に就職差別撤廃月間の啓発リーフレットを送付し、今一度公正採用選考について意識を高めるよう呼びかけました。



<人権週間>

昭和23年12月10日、全ての人民と全ての国とが達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。採択日の12月10日は「人権デー」と定められており、法務省の人権擁護機関では、人権デーを最終日とする1週間（12月4日～12月10日）を人権週間と定め、人権啓発活動を特に強化して行っています。

枚方市では、毎年人権週間に合わせて、枚方事業所人権推進連絡会・特定非営利活動法人枚方人権まちづくり協会・枚方地区人権擁護委員会と共催で市内の駅周辺で街頭啓発を実施しています。令和5年度は、12月1日に京阪枚方市駅・樟葉駅・JR長尾駅周辺で啓発グッズの配布を行い、様々な人権問題を自分のこととして捉え、お互いの人権を尊重し合うことの大切さについて呼びかけました。



枚方市人権尊重のまちづくり基本計画
令和5年度(2023年度)取組実績

発 行 令和6年(2024年)〇月

事務局 枚方市市長公室人権政策課

住所:〒573-8666 枚方市大垣内町2丁目1番20号

電話:072-841-1259/ファクス:072-841-1700